

県政経営会議  
平成20年9月2日(火)  
健康福祉部 生活衛生課

「滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正  
する条例案要綱」に対する意見・情報の募集について

滋賀県動物の保護および管理に関する条例では、飼い主の遵守事項として、動物を適正に飼養しその健康と安全を保持するとともに、施設内外を清潔に保ち悪臭等の発生を防止すること等が規定されていますが、多頭数の犬およびねこを飼養する飼い主には、より一層の責任と義務の自覚が求められます。

そこで、犬およびねこの多頭飼養施設を把握し、適切な助言、指導を行うため、条例による多頭飼養施設への届出制度を導入することとし、滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例案を作成しましたので、県民に対し広く意見を募集します。

## 滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1. 改正の理由

滋賀県動物の保護および管理に関する条例では、飼い主の遵守事項として、動物を適正に飼養しその健康と安全を保持するとともに、施設内外を清潔に保ち悪臭等の発生を防止すること等が規定されています。

これは、動物の飼養頭数に関わらず飼養者に係る事項であります。多頭数の犬およびねこを飼養する飼い主には、より一層の責任と義務の自覚が求められます。

そこで、犬およびねこの多頭飼養施設を把握し、適切な助言、指導を行うため、条例による多頭飼養施設への届出制度を導入します。

### 2. 改正の概要

- (1) 犬またはねこの飼い主は、その飼養施設において犬またはねこの数またはこれらの数を合わせた数が10頭以上になったときは、知事に届け出なければならないこととします。(第6条の2関係)
- (2) 多頭飼養の届出を行った施設において、飼養施設の構造および規模等に変更があった場合には、その内容を知事に届け出なければならないこととします。(第6条の3関係)
- (3) 知事は、多頭飼養の届出を行った者に対し、その飼養する犬およびねこの健康と安全の保持、または周辺的生活環境の保全を図るために必要な助言または指導を行うことができることとします。(第6条の4関係)
- (4) 犬およびねこの多頭飼養の届出をせず、また虚偽の届出をした者には、過料を科すこととします。(第19条関係)
- (5) その他
  - ア この条例は、平成 年 月 日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

